

京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例（以下、「条例」という。）第16条において準用する、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、令和5年3月30日付け京都市達都住政第82号により以下のとおり命令しましたので、法第14条第11項及び条例第15条第3項の規定に基づき、公示します。

令和5年3月30日

京都市長 門川 大作

1 命令を受けた者の氏名及び住所

前原 修

京都市左京区修学院中林町32番地の13

2 当該特定空き家等の所在地

京都市下京区木屋町通松原下る材木町421番6

3 管理不全状態の内容

当該特定空き家等は、条例第2条第1項第2号に規定する「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」である空き家等であり、なおかつ、建築部材の脱落や飛散などにより、通行人等へ危害を及ぼすおそれが特に高い状態である。

4 命令の内容

(1) 措置の内容

当該特定空き家等の「 屋根（軒を含む） 」の修繕

(2) 措置の期限

令和5年5月31日

(都市計画局住宅室住宅政策課)